

○法務省文書決裁規程

[平成元年11月14日秘法訓第937号大臣訓令 本省局部課長宛て]
最終改正 平成25年9月24日秘法訓第3号

(趣旨)

第1条 法務省本省内部部局における文書の決裁及び施行名義については、別に定めるものを除き、この訓令の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この訓令において「部局」とは、局、部並びに大臣官房秘書課、大臣官房人事課、大臣官房会計課、大臣官房施設課、大臣官房厚生管理官及び大臣官房訟務部門を、「部局長」とは部局の長をいう。

(決裁区分の表示)

第3条 決裁を要する文書には、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定める表示をするものとする。

- | | |
|--|---|
| (1) 大臣を決裁者とする文書 | A |
| (2) 副大臣を決裁者とする文書 | B |
| (3) 大臣政務官又は事務次官を決裁者とする文書 | C |
| (4) 官房長、訟務総括審議官又は局長を決裁者とする文書 | D |
| (5) 大臣官房司法法制部長、大臣官房秘書課長（以下「秘書課長」という。）、大臣官房人事課長、大臣官房会計課長、大臣官房施設課長又は大臣官房厚生管理官を決裁者とする文書 | E |

(決裁)

第4条 決裁を要する文書の決裁事項及び決裁者は、別表の定めるところによる。ただし、同表により大臣以外の者を決裁者とする文書についても、特別の事情がある場合には、それぞれ上級者がその決裁を要するものとしてすることができる。

(部及び局の課長の決裁)

第5条 部局長を決裁者とする文書でその内容が軽微なものについては、別に大臣の承認を得て、部局長の定めるところにより、主管の課長(大臣官房秘書課、大臣官房会計課及び大臣官房施設課にあつては、主管の室長)を決裁者としてすることができる。

(代決)

第6条 次の各号に掲げる決裁者につき、不在その他特別の理由によりその決裁を受けることができない場合であつて、緊急の必要があるときは、それぞれ当該各号に定める者が代決することができる。ただし、決裁者があらかじめ代決してはならないと指定したものについては、この限りでない。

- (1) 大臣 副大臣（副大臣の不在その他特別の理由によりその決裁を受けることができない場合であつて、緊急の必要があるときは、事務次官）
- (2) 副大臣 事務次官
- (3) 大臣政務官 事務次官
- (4) 事務次官 官房長、訟務総括審議官又は局長
- (5) 官房長又は部局長 官房長又は部局長があらかじめ指定する者。ただし、特定の局を担当する官房審議官が置かれている局にあつては、当該官房審議官

2 前項の規定により代決した者は、遅滞なく当該決裁者にその旨を報告するものとする。ただし、あらかじめ決裁者の指示を受けて代決した場合は、この限りでない。

(決裁の手続)

第7条 次の各号に掲げる決裁者の決裁を要する文書は、それぞれ当該各号に定める者を經由しなければならない。

- (1) 大臣 秘書課長、官房長、事務次官、大臣政務官及び副大臣
- (2) 副大臣 秘書課長、官房長、事務次官及び大臣政務官
- (3) 大臣政務官 秘書課長、官房長及び事務次官
- (4) 事務次官 秘書課長及び官房長
- (5) 官房長 秘書課長

- 2 前項の規定にかかわらず、大臣政務官について大臣が定めた職務の範囲に属しない事項については、大臣政務官への経由を省略することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、同項各号に定める者の経由を省略することができる。この場合においては、遅滞なく当該経由を省略した者にその旨を報告しなければならない。
- 4 前3項の規定により経由すべき者につき、不在その他特別の理由によりその者を経由することができない場合であつて、緊急の必要があるときは、その者についての経由を省略することができる。この場合においては、当該経由すべき者の下級者は、遅滞なくその者にその旨を報告するものとする。

(合議)

第8条 決裁を要する文書でその内容が他の部局の所掌事務に関連するものについては、当該部局の部局長に合議しなければならない。

(決裁の特例)

第9条 秘書課長は、決裁を要する文書を査閲し、事案軽微その他特別の理由により、通常の規定による手続を経ることを要しないと認めるときは、当該決裁者の決裁を了したものとして処理することができる。

(文書の施行名義)

第10条 決裁を了した文書は、別表に定める名義により、施行するものとする。ただし、秘書課長が特別の必要があると認める場合には、別段の扱いをすることができる。

附 則

この訓令は、平成元年11月18日から施行する。

附 則 (平成2年6月1日秘法訓第506号)

この訓令は、平成2年6月1日から施行する。

附 則 (平成2年10月1日秘法訓第827号)

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年7月15日秘法訓第600号)

この訓令は、平成3年8月1日から施行する。

附 則 (平成3年11月1日秘法訓第940号)

この訓令は、平成3年11月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月26日秘法訓第538号)

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日秘法訓第322号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月19日秘法訓第588号)

この訓令は、平成5年7月19日から施行する。

附 則 (平成6年2月10日秘法訓第142号)

この訓令は、平成6年3月1日から施行する。

附 則 (平成7年1月12日秘法訓第33号)

この訓令は、平成7年1月13日から施行する。

附 則 (平成7年5月30日秘法訓第536号)

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日秘法訓第293号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年8月25日秘法訓第668号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日秘法訓第473号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月6日秘法訓第474号)

この訓令は、平成10年5月6日から施行する。

附 則（平成11年 3月16日秘法訓第253号）

この訓令は、平成11年 2月 1日から施行する。

附 則（平成11年 4月23日秘法訓第354号）

この訓令は、平成11年 5月 1日から施行する。

附 則（平成12年 3月23日秘法訓第270号）

この訓令は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日秘法訓第1096号）

この訓令は、平成13年 1月 6日から施行する。

附 則（平成13年 3月30日秘法訓第350号）

この訓令は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年12月 9日秘法訓第1054号）

この訓令は、平成15年 1月 1日から施行する。ただし、別表（1 共通事項）の表の改正規定は、平成14年12月9日から施行する。

附 則（平成15年 5月22日秘法訓第485号）

この訓令は、平成15年 6月 1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日秘法訓第1211号）

この訓令は、平成15年12月25日から施行する。

附 則（平成15年12月26日秘法訓第1212号）

この訓令は、平成16年 1月 1日から施行する。

附 則（平成16年 3月31日秘法訓第309号）

この訓令は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日秘法訓第1141号）

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

附 則（平成17年 3月 4日秘法訓第250号）

この訓令は、平成17年 3月 7日から施行する。

附 則（平成17年 3月31日秘法訓第400号）

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成17年 4月28日秘法訓第516号）

この訓令は、平成17年 5月16日から施行する。

附 則（平成17年 6月29日秘法訓第661号）

この訓令は、平成17年 7月 1日から施行する。

附 則（平成17年 8月 8日秘法訓第762号）

この訓令は、平成17年 8月 8日から施行する。

附 則（平成17年 9月26日秘法訓第889号）

この訓令は、平成17年 9月26日から施行する。

附 則（平成18年 3月31日秘法訓第381号）

この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成18年 5月24日秘法訓第539号）

この訓令は、平成18年 5月24日から施行する。

附 則（平成18年 8月22日秘法訓第861号）

この訓令は、平成18年 8月22日から施行する。

附 則（平成18年 9月15日秘法訓第919号）

この訓令は、平成18年 9月15日から施行する。

附 則（平成18年10月27日秘法訓第1044号）

この訓令は、平成18年10月27日から施行する。

附 則（平成19年 5月31日秘法訓第618号）

この訓令は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則（平成19年10月17日秘法訓第1105号）

この訓令は、平成19年10月17日から施行する。

附 則（平成19年10月31日秘法訓第1170号）

この訓令は、平成19年10月31日から施行する。

附 則（平成20年 4 月 1 日秘法訓第420号）

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 2 月23日秘法訓第169号）

この訓令は、平成21年 2 月23日から施行する。

附 則（平成21年 4 月22日秘法訓第466号）

この訓令は、平成21年 4 月22日から施行する。

附 則（平成21年 6 月25日秘法訓第662号）

この訓令は、平成21年 6 月25日から施行する。

附 則（平成21年12月24日秘法訓第1247号）

この訓令は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月17日秘法訓第298号）

この訓令は、平成23年 3 月17日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日秘法訓第1号）

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 2 日秘法訓第2号）

この訓令は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成24年11月 2 日秘法訓第5号）

この訓令は、平成24年11月 2 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日秘法訓第1号）

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 9 月24日秘法訓第3号）

この訓令は、平成25年10月 1 日から施行する。

別表（第4条・第10条関係）

（1 共通事項）

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	法務省文書決裁規程（平成元年秘法訓第937号大臣訓令）	大 臣	大 臣
2	法律案，政令案，質問主意書の答弁書案その他の閣議提出案 （質問主意書の答弁書の延期に係るものを除く。）（内閣法4条，国 家行政組織法11条，国会法75条2項等）	大 臣	大 臣
3	質問主意書の答弁書の延期に係る閣議提出案（国会法75条2項）	事務次官	大 臣
4	法律案の提案理由説明及び趣旨説明	大 臣	一、
5	法律案，政令案，質問主意書の答弁書案等の説明要旨	事務次官	一
6	国会提出予定法律案の件名の追加，提出の遅延及び取りやめ	大 臣	事務次官
7	省令の制定及び改廃（国家行政組織法12条等）	大 臣	大 臣
8	告示（同14条1項等），訓令（同条2項等。1に掲げるものを除く。） 及び訓示		
	重要なもの	大 臣	大 臣
	一般のもの	事務次官	大 臣
9	指令，通達（同14条2項等），指示，通知，照会，回答及び承認等 特に重要なもの	大 臣	大 臣
	重要なもの	事務次官	事務次官
	一般のもの	官 房 長 又 は 部 局 長	官 房 長 又 は 部 局 長

10	国会に提出された請願及び陳情に対する回答並びにこれらに関する処理(2に該当するものを除く。)	大 臣	大 臣
11	上申, 建議, 報告, 請願(請願法5条)及び陳情等並びにこれらに関する処理 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 部 局 長 大 臣	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 部 局 長 大 臣
12	政府の施策に係る事項その他重要方針の決定に関する事		
13	施策の企画, 立案及び実施 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	副 大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 部 局 長 大 臣	副 大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 部 局 長 大 臣
14	特別顧問に対する諮問及びその答申に関する事		
15	他府省からの法令案, 条約案の協議に関する事 重要なもの 一般のもの	事務次官 部 局 長	事務次官 部 局 長
16	国会等に対する資料の提出に関する事 重要なもの 一般のもの	大 臣 官 房 長 又 は 部 局 長	官 房 長 官 房 長
17	質問主意書の答弁書案(2に該当するものを除く。)に関する事 答弁書の作成を要するもの 答弁書の作成を要しないもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 事務次官 部 局 長	部 局 長 部 局 長 部 局 長
18	国会, 内閣, 各府省及び最高裁判所との連絡, 交渉及び協議等 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 部 局 長	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 部 局 長
19	外国政府及び国際団体との連絡, 交渉及び協議等 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 部 局 長	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 部 局 長
20	法令に基づき大臣が行う協議, 同意, 回答等(この別表において別に定めるものを除く。) 特に重要なもの 重要なもの(秘書課長が指定したものに限る。) 一般のもの(同上)	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 部 局 長	大 臣 大 臣 大 臣

21	法令の解釈及び運用に関すること。	部 局 長	官 房 長
22	大臣祝辞等	大 臣	又 部 局 長 臣
23	会同の開催 各庁の長，次席検事，部長検事及び係検事 部長，副検事及び事務局長 課長等	大 臣 事務次官 官 房 長 又 部 局 長	部 局 長 部 局 長 部 局 長
24	会議，協議会及び打合せ会等の開催 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 事務次官 官 房 長 又 部 局 長 官 房 長	事務次官 又 部 局 長 部 局 長 部 局 長 官 房 長
25	法務省の後援，協賛，監修，推薦及びこれらに類する名義使用の承認	官 房 長	官 房 長
26	後援等名義依頼に関すること。	官 房 長	官 房 長
27	特例民法法人の解散命令及び合併の認可並びに公益信託の引受けの許可（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下35の項まで「整備法」という。）69条，96条，公益信託ニ関スル法律2条1項）	大 臣	大 臣
28	特例民法法人の定款の変更の認可並びに公益信託の信託行為の変更に関すること及び信託の併合又は分割の許可（整備法88条，94条6項，公益信託ニ関スル法律5条1項，6条） 重要なもの 一般のもの	事務次官 部 局 長	大 臣 大 臣
29	公益信託の受託者の辞任の許可及び解任並びに新受託者，信託財産管理者及び信託管理人の選任に関すること（公益信託ニ関スル法律7条，8条，信託法58条4項，62条4項，64条1項，123条4項）。 重要なもの 一般のもの	事務次官 部 局 長	大 臣 大 臣
30	公益信託の継続に関することの許可（公益信託ニ関スル法律9条） 重要なもの 一般のもの	事務次官 部 局 長	大 臣 大 臣
31	特例民法法人又は公益信託の業務の監督，検査等に関すること（整備法95条，公益信託ニ関スル法律3条，4条）。 重要なもの 一般のもの	事務次官 官 房 長 又 部 局 長	大 臣 大 官 房 長 又 部 局 長
32	特例民法法人又は公益信託の届出又は報告の受理（整備法95条，公益信託規則3条～5条，7条～26条，29条）	部 局 長	—

33	特例民法法人の残余財産の処分の許可(整備法65条1項)	事務次官	大	臣	
	重要なもの	部局長	大	臣	
	一般のもの				
34	特例民法法人の最初の評議員の選任方法の認可(整備法92条)	事務次官	大	臣	
	重要なもの	部局長	大	臣	
	一般のもの	事務次官	大	臣	
35	補助金等の交付決定, 条件の付与及び通知(補助金適正化法6条～8条)	事務次官	大	臣	
36	補助金等の交付決定の取消し並びに決定の内容又はこれに付した条件の変更及び通知(同10条, 17条)	事務次官	大	臣	
37	補助金等の交付に関する事務の委任及び財務大臣への協議(同26条, 補助金適正化法施行令16条)	事務次官	部局長		
38	補助金交付要領の制定及び改正	部局長	部局長		
39	補助金額の内示				
40	補助事業等の遂行命令, 一時停止命令及び補助事業者等に対する是正措置命令(補助金適正化法13条, 16条1項)				
	重要なもの	事務次官	大	臣	
	一般のもの	部局長	大	臣	
41	補助金等の額の確定, 返還命令及び返還命令等に伴う加算金又は延滞金の免除(同15条, 18条, 19条3項)				
	重要なもの	事務次官	大	臣	
	一般のもの	部局長	大	臣	
42	国立公文書館に対する移管元行政機関による特定歴史公文書等の利用請求(公文書等の管理に関する法律24条)	部局長	大	臣	
43	情報公開に関する事項(情報公開法9条～13条, 16条, 18条, 19条, 行政不服審査法40条, 47条)				
	開示・不開示の決定及び通知				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	部局長	大	臣	臣
	延長の措置及び通知	部局長	大	臣	臣
	処理期限の特例に関する措置及び通知	部局長	大	臣	臣
	事案の移送及び通知	部局長	大	臣	臣
	第三者に対する意見書提出の機会の付与及び反対意見書を提出した第三者に対する通知	部局長	大	臣	臣
	開示実施手数料の減額又は免除の措置	部局長	大	臣	臣
	不服申立ての受理並びに情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び通知	部局長	大	臣	臣
	不服申立てに対する裁決又は決定及び通知				
	情報公開審査会の答申と異なる裁決又は決定をするもの	大	臣	大	臣
	上記以外のもの	部局長	大	臣	臣
44	個人情報に関する事項				
	利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用及び提供並びに提供を受ける者に対する措置要求に関すること(行政機関個人情報保護法8条, 9条)	部局長	大	臣	
	開示・不開示の決定及び通知(同18条)				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	部局長	大	臣	臣
	延長の措置及び通知(同19条)	部局長	大	臣	臣
	処理期限の特例に関する措置及び通知(同20条)	部局長	大	臣	臣

	事案の移送及び通知(同21条,22条)	部 局 長	大	臣
	第三者に対する意見書提出の機会の付与及び反対意見書を提出した第三者に対する通知(同23条)	部 局 長	大	臣
	訂正・不訂正の決定及び通知(同30条)			
	重要なもの	大 臣	大	臣
	一般のもの	部 局 長	大	臣
	延長の措置及び通知(同31条)	部 局 長	大	臣
	処理期限の特例に関する措置及び通知(同32条)	部 局 長	大	臣
	事案の移送及び通知(同33条,34条)	部 局 長	大	臣
	保有個人情報提供先に対する通知(同35条)	部 局 長	大	臣
	利用停止・不利用停止の決定及び通知(同39条)			
	重要なもの	大 臣	大	臣
	一般のもの	部 局 長	大	臣
	延長の措置及び通知(同40条)	部 局 長	大	臣
	処理期限の特例に関する措置及び通知(同41条)	部 局 長	大	臣
	不服申立ての受理並びに情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び通知(同42条,43条)	部 局 長	大	臣
	不服申立てに対する裁決又は決定及び通知(行政不服審査法40条,47条)			
	情報公開・個人情報保護審査会の答申と異なる裁決又は決定をするもの	大 臣	大	臣
	上記以外のもの	部 局 長	大	臣
	法務省が所管する事業を行う個人情報取扱事業者に係る報告の徴収、勧告及び命令に関すること(個人情報保護法32条, 34条1項～3項)	大 臣	大	臣
	法務省が所管する事業を行う個人情報取扱事業者に係る助言に関すること(同33条)	官 房 長	大	臣
	認定個人情報保護団体の認定及び認定の取消しに関すること(同37条, 48条)	大 臣	大	臣
	認定個人情報保護団体に係る報告の徴収及び命令に関すること(同46条, 47条)	大 臣	大	臣
	認定個人情報保護団体の認定の申請において提出された申請書等の変更に関すること及び認定個人情報保護団体が行う認定業務の廃止に関すること(同40条, 個人情報保護法施行令9条3項, 10条)	官 房 長	—	
	法務省が所管する事業を行う個人情報取扱事業者等からの不服申立てに関すること(行政不服審査法47条)	大 臣	大	臣
45	構造改革特別区域に関する事項(特区法4条7項, 9項, 5条2項, 6条2項, 7条2項, 8条2項, 9条2項)			
	地方公共団体からの法令解釈事前確認に対する回答			
	重要なもの	大 臣	大	臣
	一般のもの	部 局 長	大	臣
	構造改革特別区域計画の認定又は認定構造改革特別区域計画の変更に関する同意又は不同意	大 臣	大	臣
	認定構造改革特別区域計画の認定の取消しに関する意見の申出	大 臣	大	臣
	認定を受けた地方公共団体に対する報告の徴収又は必要な措置の要求	部 局 長	大	臣
46	地域再生に関する事項(地域再生法5条6項, 6条2項, 7条2項,			

	8条2項, 9条, 10条2項, 3項)				
	地域再生計画の認定又は認定地域再生計画の変更に関する同意又は不同意	大	臣	大	臣
	認定地域再生計画の認定の取消しに関する意見の申出	大	臣	大	臣
	認定を受けた地方公共団体に対する報告の徴収又は必要な措置の要求	大	局 長	大	臣
47	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関すること。				
	特に重要なもの	大	臣	大	臣
	重要なもの	大	事務次官	大	臣
				又	は
				事務次官	
	一般のもの	官	房 長	大	臣
		又	は	又	は
		部 局 長		部 局 長	
48	前各号に準ずる事項	大	臣	大	臣
		副 大 臣		副 大 臣	
		大臣政務官		大臣政務官	
		事務次官		事務次官	
		官 房 長		官 房 長	
		又	は	又	は
		部 局 長		部 局 長	

(2 秘書課)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	皇統譜副本の保管 ^じ に関すること。	大 臣	大 臣
2	機密に関すること。	大事務次官	大事務次官
3	儀式に関すること。	大 臣	事務次官
4	官報掲載(法務省文書取扱規程46条)	課 長	課 長
5	法務省の所管行政に関する総合調整に関すること。	官 房 長	官 房 長
6	閣議決定及び閣議了解の事項の示達	官 房 長 又 は 課 長	官 房 長 又 は 課 長
7	国会提出予定法律案の件名及び閣議提出予定時期調の提出	大 臣	課 長
8	交通安全業務計画の作成及び変更並びに内閣総理大臣への報告及び都道府県知事への通知(交通安全対策基本法24条1項, 3項, 4項)	大事務次官	大 臣
9	部及び局の課長の決裁事項の承認(法務省文書決裁規程5条)	事務次官	課 長
10	決裁手続の特例に関する定め(同7条3項)	大 臣	大 臣
11	公印印影の印刷の承認(法務省公印規程7条)	課 長	課 長
12	法務省の行政の考査に関すること。 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 大事務次官 官 房 長	大 臣 大事務次官 官 房 長
13	行政機関が行う政策の評価に関する法律に定める事務に関する		

	こと。 重要なもの。 一般のもの。	大 臣 官 房 長	大 臣 大 又 官 房 長 事務次官
14	行政改革の企画・立案に関すること。	事務次官	事務次官
15	機構改正についての要求及び協議に関すること。	官 房 長	大 臣
16	行政評価・監視に関すること。 重要なもの。 一般のもの。	大 臣 官 房 長	大 臣 大 又 官 房 長 課 長
17	事務分掌及び組織の細目の制定及び改正の承認(法務省組織関係法令)	官 房 長	課 長
18	無線局の開設等の承認	課 長	課 長
19	報道発表等報道対応に関すること。 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 官 房 長 課 長	事務次官 官 房 長 課 長
20	社会を明るくする運動の実施に関すること。 重要なもの 一般のもの	大 臣 課 長	大 臣 課 長
21	各種週間行事の実施に関すること。 重要なもの 一般のもの	事務次官 課 長	課 長 長 長
22	政府広報に関すること。 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	事務次官 官 房 長 課 長	課 長 課 長 課 長
23	各種広報宣伝資料等の作成に関すること。 重要なもの 一般のもの	官 房 長 課 長	課 長 課 長
24	法務省ホームページに関すること。 重要なもの 一般のもの	官 房 長 課 長	課 長 課 長
25	独立行政法人国際協力機構中期目標及び中期計画に関する外務省からの協議に対する意見(独立行政法人国際協力機構法42条2項1号及び2号)	事務次官 事務次官 事務次官	事務次官 事務次官 事務次官
26	国際技術援助計画に対する意見	課 長	官 房 長 又 課 長
27	条約、国際協定等の署名、加入、批准等に関する意見		
28	アジア極東犯罪防止研修所の運営についての国連との協議、連絡		
29	外国研修員の受入れ		
30	他府省、外国政府、国連等からの便宜供与依頼に関すること。 重要なもの 一般のもの	官 房 長 課 長	官 房 長 課 長
31	職員の海外出張についての便宜供与依頼		

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	大臣、副大臣、大臣政務官及び大臣秘書官の人事の事務に関する こと。	大 臣	大 臣
2	海外出張職員の公用旅券発給請求	課 長	大 臣
3	在外研究員(留学を含む。)の人選に関する こと。	事務次官	大 臣
4	次に掲げる職員に対する私事による海外渡航の承認 事務次官 官房長及び部局長 法務総合研究所長 検事総長 公安審査委員会委員長 公安審査委員会事務局長 公安調査庁長官	事務次官	大 臣
5	職員の配置定員に関する こと。	事務次官	課 長
6	定員についての要求及び協議に関する こと。	官 房 長	大 臣
7	次に掲げる職員の任免及び懲戒処分に関する こと。 事務次官 官房長、官房審議官、部局長、部局の課長(部局長を除く。) 、参事官、財産訟務管理官、民事法制管理官、刑事法制管理官、 矯正医療管理官及び出入国管理情報官 法務総合研究所長 矯正研修所長 特別顧問 検察官適格審査会の委員及び予備委員 法制審議会委員 中央更生保護審査会の委員長及び委員 司法試験委員会の委員長及び委員 日本司法支援センター評価委員会委員 検事総長 次長検事 検事長 最高検察庁検事、高等検察庁次席検事及び部長(東京及び大 阪に限る。)、検事正、地方検察庁次席検事(東京、横浜、さいた ま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋及び福岡に限る。)及び地方 検察庁支部長(立川、川崎、沼津、堺、姫路、岡崎及び小倉に限 る。) 法務局長 矯正管区長 地方更生保護委員会委員長 地方入国管理局長 公安審査委員会の委員長及び委員 公安調査庁長官	大 臣	大 臣
8	大臣の任命権に属する職員(7に掲げる者を除く。)の任免(分限 免職を除く。)及び懲戒処分(免職を除く。)に関する こと。	事務次官	大 臣
9	日本司法支援センターの理事長及び監事の任免(綜合法律支援 法24条1項、2項、26条1項、2項、3項)	大 臣	大 臣
10	日本司法支援センターの理事長及び監事の任免についての最高	事務次官	大 臣

	裁判所への通知(綜合法律支援法24条6項, 26条5項)			
11	公証人の任免(公証人法11条, 15条)	事務次官	大	臣
12	認証審査参与員の任免(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律10条)	事務次官	大	臣
13	難民審査参与員の任免(出入国管理及び難民認定法61条の2の10)	事務次官	大	臣
14	司法書士試験委員, 土地家屋調査士試験委員及び簡裁訴訟代理等能力認定審査委員の任免(司法書士法7条2項, 土地家屋調査士法7条2項, 司法書士法施行規則11条3項)	課 長	大	臣
15	刑事施設視察委員会委員の任免(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律8条)	課 長	大	臣
16	入国者収容所等視察委員会委員の任免(出入国管理及び難民認定法61条の7の3)	課 長	大	臣
17	保護司及び人権擁護委員の委嘱及び解嘱に関する事(保護司法3条, 12条, 人権擁護委員法6条, 15条)。	課 長	大	臣
18	検察官事務取扱の命免(検察庁法36条)	課 長	大	臣
19	日本弁護士連合会外国法事務弁護士登録審査会, 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会の委員及び予備委員の推薦(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法38条3項, 6項, 56条2項, 6項, 58条4項, 8項)	事務次官	大	臣
20	特定官職への任用についての人事院との協議及び人事院への報告(人事院規則8-12の18条2項, 30条2項, 31条)	課 長	大	臣
21	大臣の任命権に属する職員の旧姓の使用に関する事。	課 長	大	臣
22	障害者雇用の通報に関する事。	課 長	大	臣
23	8に掲げる職員の分限免職及び懲戒免職(国公法78条, 82条)	大 臣	大	臣
24	検察官の罷免(検察庁法23条)	大 臣	大	臣
25	検察官の給与について必要な準則を定める事。	事務次官	大	臣
26	7及び8に掲げる職員(検察官を除く。)の給与に関する事。	課 長	大	臣
27	検察官の給与に関する事。	事務次官	大	臣
28	7及び8に掲げる職員以外の職員の給与に関する事。	課 長	課	長
29	級別定数の改定要求に関する事。	課 長	課	長
30	給与改善要求に関する事。	事務次官	事務次官	
31	級別定数, 昇給号俸数定数及び管理職手当の設定及び配布等に関する事。	課 長	課	長
32	職員の諸手当に関する事。	課 長	課	長
33	職員の旅費支給上の相当級の決定に関する事。	課 長	課	長
34	7及び8に掲げる職員の訓告等の措置に関する事。 重要なもの 一般のもの	事務次官 課 長	課	長 長
35	公証人の懲戒(公証人法81条)	大 臣	大	臣
36	刑事裁判所に係属中の事件につき懲戒処分を行うことについて人事院事務総長の承認を求める事(国公法85条)。	課 長	事務次官	
37	勤務条件に関する行政措置要求の審査に関する事(同86条～88条)。	官 房 長	課	長
38	職員の意に反する不利益処分の審査に関する事(同89条～92条の2)。	官 房 長	課	長
39	検察官調査表の運用及び人事評価の実施に関する事(同70条の2～70条の4)。	事務次官	課	長
40	職員の営利企業への就職等に関する事(同103条, 106条の2～1	課 長	大	臣

	06条の4)。			
41	職員の兼業に関する事(同101条, 104条)。	課 長	大	臣
42	贈与等報告書の写しの国家公務員倫理審査会への送付に関する事(国家公務員倫理法6条)。	事務次官 (倫理監督官)	大	臣
43	株取引等報告書の写しの国家公務員倫理審査会への送付に関する事(同7条)。	大 臣	大	臣
44	所得等報告書の写しの国家公務員倫理審査会への送付に関する事(同8条)。	大 臣	大	臣
45	職員団体に関する事。 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	事務次官 官 房 長 課 長 課 長	事務次官 官 房 長 課 長 課 長	
46	職員の転任に伴う人事記録の移管	課 長	課 長	
47	特定職員の人事記録の写しの内閣総理大臣への送付及び追加記載事項の総務省への通知	課 長	課 長	
48	職員の人事記録事項の証明	課 長	課 長	
49	職員の表彰(50に掲げる表彰を除く。)及び賞じゅつ	大 臣	大 臣	
50	随時に行う職員の永年勤続表彰	課 長	大 臣	
51	叙位及び叙勲に関する事。 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 大事務次官 課 長	大 臣 大大大 大 臣	
52	褒章の申請(褒章条例) 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 大事務次官 課 長	大 臣 大大大 大 臣	
53	位記, 勲記, 褒章, 褒状, 表彰状及び賞じゅつ金の伝達に関する事。	課 長	課 長	
54	検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会に関する事(検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に関する事を除く。) 重要なもの 一般のもの	事務次官 課 長	会 長 又 課 長 又 課 長 大 臣	
55	拝謁, 御陪食及び祭筵料下賜に関する事。	事務次官	大 臣	
56	園遊会及び観桜会の招待者の推薦	事務次官	官 房 長	
57	天皇誕生日御宴会の招待及び秋季皇霊祭等の参列に関する事。	課 長	課 長	
58	司法試験委員会の庶務に関する事。	課 長	委 員 長 又 課 長	
59	司法試験委員会の諮問及び答申に関する事。	大 臣	大 臣 又 委 員 長	
60	公益通報に関する事。 重要なもの	官 房 長	官 房 長	

61	一般のもの 国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する法令違反行為に関するもの 前各号に準ずる事項	課長 事務次官 (倫理監督官) 大臣 事務次官 官房長 又 は 課長	官房長 官房長 大臣 事務次官 官房長 又 は 課長
----	---	--	---

(4 会計課)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	歳入歳出等の見積書類の作製及び財務大臣への送付(財政法17条2項)	大 臣	大 臣
2	予定経費要求書等の作製及び財務大臣への送付(同20条2項)	大 臣	大 臣
3	予算の移替えについて財務大臣の承認を求めること(同22条6項)。	課 長	大 臣
4	予算の移用及び流用について財務大臣の承認を求めること(同33条1項)。	課 長	大 臣
5	支払計画及び支出負担行為実施計画について財務大臣の承認を求めること(同34条1項, 34条の2・1項)。	課 長	大 臣
6	予備費使用要求調書の作製及び財務大臣への送付(同35条2項)		
	閣議決定を要するもの	大 臣	大 臣
	財務大臣限りのもの	課 長	大 臣
7	予備費使用調書の作製及び財務大臣への送付(財政法36条1項)	課 長	大 臣
8	歳入歳出決算報告書の作製及び財務大臣への送付(同37条1項)	大 臣	大 臣
9	国の債務に関する計算書の作製及び財務大臣への送付(同37条1項)	課 長	大 臣
10	継続費決算報告書の作製及び財務大臣への送付(同37条3項)	課 長	大 臣
11	歳出予算繰越計算書の作製及び財務大臣の承認を求めること(同43条1項)。	課 長	大 臣
12	歳出予算の繰越についての財務大臣及び会計検査院への通知(同43条3項)	課 長	大 臣
13	継続費年割額の通次繰越についての財務大臣及び会計検査院への通知(同43条の2・2項)	課 長	大 臣
14	繰越明許費の翌年度にわたる債務負担について財務大臣の承認を求めること(同43条の3)。	課 長	大 臣
15	年度開始前支出について財務大臣の承認を求めること(会計法18条1項)。	課 長	大 臣
16	出納官吏の現金亡失についての財務大臣及び会計検査院への通知(同42条, 予決令115条の2)	課 長	大 臣
17	会計事務の委任	課 長	大 臣
18	出納官吏に対する弁償命令(会計法43条1項)	事務次官	大 臣
19	歳出予算, 継続費の目の区分及び各目の細分についての財務大臣との協議(予決令14条2項)	課 長	大 臣

20	目的を特定しない議決による国庫債務負担行為の調書の作製及び財務大臣への送付(同18条1項)	課	長	大	臣
21	支払計画及び支出負担行為実施計画の変更について財務大臣の承認を求めること(同18条の12・1項, 18条の5・1項)。	課	長	大	臣
22	会計機関の委任についての財務大臣との協議(同26条2項等)	課	長	大	臣
23	他の各省各庁所属の職員に会計機関を委任することについて当該他の各省各庁の長の同意を求めること(同26条3項等)。	課	長	大	臣
24	徴収総報告書及び支出総報告書の作製並びに財務大臣への送付(同37条, 65条)	課	長	大	臣
25	支出負担行為事務の委任についての支出官等への通知(同38条2項)	課	長	大	臣
26	歳出予算等の支出負担行為担当官に対する示達及び支出官等への通知(同39条)	課	長	大	臣
27	支出官等の官職氏名等の通知(同39条の6)	課	長	大	臣
28	支出事務の委任についての支出負担行為担当官等への通知(同40条2項)	課	長	大	臣
29	支出官に対する支払計画の示達(同41条)	課	長	大	臣
30	前金払及び概算払をすることについての財務大臣との協議(同57条, 58条)	課	長	大	臣
31	一般競争参加者に必要な資格の決定及び基本事項の公示(同72条4項)	課	長	大	臣
32	最低価格の入札者を落札者とししないことについての承認(同89条1項)	課	長	課	長
33	次順位者を落札者としたことについての財務大臣及び会計検査院への通知(同90条)	課	長	大	臣
34	交換等についての契約を競争に付して行う場合の落札者の決定に関する財務大臣との協議(同91条2項)	課	長	大	臣
35	指名基準の設定及び財務大臣への通知(同96条2項)	課	長	大	臣
36	契約書を作成する必要がないと認定することについての財務大臣との協議(同100条の2・2項)	課	長	大	臣
37	検査職員の任命に関する通知(同101条の6・3項)	課	長	課	長
38	他の省庁所属の職員に検査を行わせる場合の通知(同101条の6・3項)	課	長	大	臣
39	競争に参加させないことができる者についての財務大臣への通知(同102条2項)	課	長	大	臣
40	競争参加者の資格等を定めようとする場合の財務大臣との協議(同102条の3)	課	長	大	臣
41	指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣との協議(同102条の4)	課	長	大	臣
42	弁償責任の検定の請求に関する書類の会計検査院への送付(同115条1項)	事務次官		大	臣
43	予算執行職員に対する弁償命令(予費法4条2項, 3項)	事務次官		大	臣
44	予算執行職員の違法支出等に関する財務大臣及び会計検査院への通知(同4条4項)	課	長	大	臣
45	会計機関の新設又は廃止についての日本銀行への通知(歳入徴収官事務規程55条, 57条等)	課	長	大	臣
46	延納の特約に関する財務大臣との協議(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律4条1項)	課	長	大	臣
47	国の求償権の有無の判定(国賠法1条2項, 2条2項)	課	長	—	

48	日額旅費及び旅行手当に関する財務大臣との協議(旅費法26条2項, 41条2項)	課	長	大	臣
49	旅費の調整に関する財務大臣との協議(同46条2項)	課	長	大	臣
50	旅行命令権の再委任についての承認(法務省所管内国旅費取扱規程6条3項)	課	長	大	長
51	旅費の特別の取扱いについての承認(同19条)	課	長	課	長
52	資格審査の特例についての承認(法務省所管契約事務取扱規程14条4項)	課	長	課	長
53	契約担当官等が定める一般競争参加者の資格についての承認(同23条2項)	課	長	課	長
54	指名競争に付すること及び随意契約によることについての承認(同30条, 35条)	課	長	課	長
55	契約書の作成を省略することについての承認(同39条2項)	課	長	課	長
56	監督, 検査の兼職の承認(同43条2項)	課	長	大	臣
57	契約事務の特別の取扱いについての承認(同46条)	課	長	大	臣
58	中小企業者に関する国等の契約の方針の案についての経済産業大臣からの協議に対する回答(官公需法4条2項)	課	長	大	臣
59	国等の契約の実績の概要に関する経済産業大臣への通知(同5条)	課	長	大	臣
60	出納官吏の使用する小切手の種類を定めること(出納官吏事務規程6条ただし書)。	課	長	課	長
61	出納官吏事務規程の特例についての財務大臣との協議(同10条)	課	長	大	臣
62	収入官吏の日本銀行への収入金払込期限の特例を定めること(同19条)。	課	長	大	長
63	保管金政府所得調書の送付先の指定(保管金取扱規程16条)	課	長	課	長
64	収入予定総表及び支払計画予定総表の財務大臣への送付(支出負担行為等取扱規則2条, 3条)	課	長	大	臣
65	過年度支出の承認(組織別会計事務章程)	課	長	課	長
66	国有財産以外の寄附受納の認可	課	長	課	長
67	物品の分類換の命令又は承認(物品管理法5条) 機械及び器具に関するもの その他のもの	課 課	長 長	大 大	臣 長
68	物品の管理換の命令又は承認(同16条) 機械及び器具に関するもの その他のもの	課 課	長 長	大 大	臣 長
69	物品の不用決定の承認(同27条1項) 機械, 器具及び美術品に関するもの その他のもの	課 課	長 長	大 大	臣 長
70	物品管理職員に対する弁償命令(同33条1項)	事務次官		大	臣
71	物品使用職員に対する弁償命令(物品管理法施行令40条)	事務次官		大	臣
72	物品の亡失損傷等についての財務大臣及び会計検査院への通知(物品管理法32条)	課	長	大	臣
73	物品増減及び現在額報告書の作成及び財務大臣への送付(同37条)	課	長	大	臣
74	物品管理の事務を都道府県の吏員に行わせる場合の都道府県知事との協議(物品管理法施行令10条1項)	課	長	大	臣
75	異なる会計の間における管理換を有償としないことについての財務大臣との協議(同21条3号)	課	長	大	臣
76	一般に売り払うことを目的とする物品等についての財務大臣との	課	長	大	臣

	協議(同23条2号)				
77	物品管理事務の分掌を困難とする事情がある官署で管理する物品についての財務大臣との協議(物品管理法施行規則44条2号)	課	長	大	臣
78	災害の発生に際し応急の用に供する物品についての財務大臣との協議(物品管理法施行令47条2項7号)	課	長	大	臣
79	物品管理事務の特別の取扱いについての承認(法務省所管物品管理事務取扱規程42条)	課	長	課	長
80	国庫に帰属した物品の庁用組入れについての承認	課	長	課	長
81	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることについての財務大臣との協議(物品の無償貸与及び譲与等に関する法律5条2項)	課	長	大	臣
82	債務者の住所の変更等により債権管理事務を他の職員に引き継がせること(国の債権の管理等に関する法律施行令7条)。	課	長	課	長
83	債権管理事務の状況の財務大臣への報告(国の債権の管理等に関する法律9条2項)	課	長	大	臣
84	債権の強制履行の請求等をしないことについての財務大臣との協議(同15条)	課	長	大	臣
85	国の貸付金(矯正医官修学資金貸与法)を他の使途に使用させることについての承認(同36条)	課	長	大	臣
86	履行延期の特約等についての財務大臣との協議(同38条2項)	課	長	大	臣
87	債権現在額報告書の作成及び財務大臣への送付(同39条)	課	長	大	臣
88	債権管理の事務を都道府県の知事等に行わせる場合の都道府県知事の同意を求めること(国の債権の管理等に関する法律施行令6条)。	課	長	大	臣
89	債権管理簿に記載する時期の特例を定めること(同8条2号)。	課	長	課	長
90	債権の発生又は帰属の通知を省略させること(同11条2項)。	課	長	課	長
91	債権の相殺等を要しない場合を定めること(同21条)。	課	長	課	長
92	履行延期の特約書に記載する事項を定めること(同25条2項)。	課	長	課	長
93	遅延金を免除することができる範囲を定めること(同34条2項)。	課	長	課	長
94	履行期限を繰り上げた場合に加算して納付させる金額についての承認(同37条2項)	課	長	課	長
95	履行期限を繰り上げた場合に加算して納付させる金額についての財務大臣との協議(同37条3項)	課	長	大	臣
96	履行延期の特約についての承認(債権管理事務取扱規則34条2項)	課	長	課	長
97	債権免除についての承認(同39条1項)	課	長	課	長
98	歳入金に係る債権の科目の区分についての財務大臣との協議(同別表第2・1)	課	長	大	臣
99	会計に係りのある犯罪が発覚したとき又は現金、有価証券その他の財産を亡失したときの会計検査院への報告(会計検査院法27条)	課	長	大	臣
100	会計検査院の検定による弁償命令(同32条3項)	事務次官		大	臣
101	会計検査院の会計経理についての是正改善要求に関すること(同34条)。	課	長	課	長
102	会計検査院の審査に係る判定に関すること(同35条2項)。	課	長	課	長
103	会計検査院の法令、制度等についての改善要求に関すること(同36条)。	課	長	課	長
104	計算証明事務の特別の取扱いについて会計検査院の承認を求めること(計算証明規則11条)。	課	長	大	臣

105	電子情報処理組織を使用して計算証明書類を提出することについて会計検査院の承認を求めること(電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則3条2項, 4条3項)。	課 長	大 臣
106	会計検査院の懲戒処分要求及び検定に関すること(会計検査院懲戒処分要求及び検定規則)。	事務次官	大 臣
107	予算増額上申に対する査定 重要なもの 一般のもの	官 房 長 課 長 課 長	— — —
108	本省計画による予算の増額又は物品の管理換	課 長	—
109	予算増額についての内示	課 長	課 長
110	本省の会計実地検査報告に関すること。	事務次官	—
111	本省以外の会計実地検査報告に関すること。	課 長	—
112	基準給与簿の内容についての証明	課 長	課 長
113	環境物品等の調達推進に関する基本方針の案についての環境大臣からの協議に対する回答(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律6条3項)	官 房 長	大 臣
114	環境物品の調達方針の作成及び公表(同7条1項, 3項)	官 房 長	大 臣
115	環境物品の調達実績の概要の公表及び環境大臣への通知(同8条1項)	官 房 長	大 臣
116	車両通行禁止道路通行許可申請(道路交通法8条)	課 長	課 長
117	特別会計財務書類の作成及び財務大臣への送付(特別会計に関する法律19条1項)	課 長	大 臣
118	温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要の公表及び環境大臣への通知(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律8条1項)	官 房 長	大 臣
119	契約に関する統計の作成及び財務大臣への送付	課 長	大 臣
120	前各号に準ずる事項	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 長 課 長	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 長 課 長

(5 施設課)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	国有財産に関する事務の委任(国有財産法9条)	課 長	大 臣
2	国有財産の管理及び処分に関すること(同12条, 14条)。 重要なもの 一般のもの	事務次官 課 長 課 長	大 臣 課 長 課 長
3	国有財産の寄附受納の認可	課 長	大 臣
4	国有財産増減及び現在額報告書等の財務大臣への送付(国有財産法33条, 35条, 36条)	課 長	大 臣
5	国有財産の滅失又は損傷についての会計検査院への通知(会計検査院法27条)	課 長	大 臣
6	庁舎等使用現況及び見込報告書等の財務大臣への送付(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法3条)	課 長	大 臣
7	宿舍事情及び宿舍現況の財務大臣への報告(国家公務員宿舍法	課 長	大 臣

	6条2項)				
8	宿舍事務の委任(同7条)	課	長	大	臣
9	特定国有財産整備計画要求書の財務大臣への提出(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令5条1項)	課	長	大	臣
10	公務員宿舍の設置要求書類の財務大臣への提出(国家公務員宿舍法8条の2)	課	長	大	臣
11	施設の整備に関する企画及び経理計画に関すること。 重要なもの 一般のもの	事務次官 課長		大	臣 長臣
12	営繕計画書の作成並びに財務大臣及び国土交通大臣への送付(官公庁施設の建設等に関する法律9条)	課長		大	臣
13	国土交通大臣の行う営繕等についての協議及び依頼(同10条)	課長		大	臣
14	東京都区部における庁舎の新築又は使用についての内閣総理大臣への通知(多極分散型国土形成促進法4条5項)	課長		大	臣
15	工事の基本設計に関すること。 重要なもの 一般のもの	事務次官 課長		大	臣 長臣
16	前各号に準ずる事項	事務次官 官房 又課	事務次官 房長 は長	大 大 又課	臣 臣 房長 は長

(6 厚生管理官)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	職員の福利厚生に関すること。 国家公務員福利厚生基本計画等に基づく報告等 上記以外のもの	管 理 官 管 理 官	大 臣 管 理 官
2	職員の保健及び安全保持に関すること。 人事院規則等に基づく報告等 本省における健康管理者及び安全管理者の指名の通知 上記以外のもの	管 理 官 管 理 官 管 理 官	大 臣 大 臣 事務次官 管 理 官
3	次に掲げる職員の災害補償の認定に関すること。 事務次官 検事総長 次長検事 検事長	大 臣	大 臣
4	公安審査委員会の委員長及び委員 大臣の任命権に属する次に掲げる職員の災害補償の認定に関すること。 官房長, 官房審議官及び部局長 法務総合研究所長 矯正研修所長 委員, 顧問その他これらに準ずる非常勤職員 中央更生保護審査会の委員長及び委員 最高検察庁検事, 高等検察庁次席検事, 検事正 法務局長	事務次官	大 臣

	矯正管区長 地方更生保護委員会委員長 地方入国管理局長 公安調査庁長官		
5	大臣の任命権に属する職員(3及び4に掲げる者を除く。)の災害補償の認定に関する事。	官 房 長	大 臣
6	委任を受けた任命権者の任命権に属する職員の災害補償の認定に関する事。	管 理 官	大 臣
7	職員の災害補償の実施に関する事。	管 理 官	大 臣
8	前各号に準ずる事項	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 管 理 官	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 管 理 官

(7 訟務部門)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	争訟に関する代理人の指定及び解任(権限法2条, 6条, 6条の2, 6条の3, 7条)	訟務総括審議官	大 臣
2	訴訟代理人としての弁護士を選任及び解任(同3条, 6条, 6条の2, 6条の3)	訟務総括審議官	大 臣
3	争訟に関する申立て及び陳述に関する事。 重要なもの 一般のもの	大 臣 訟務総括審議官	— —
4	法務大臣の裁判所に対する意見陳述(権限法4条)	大 臣	大 臣
5	行政事件訴訟法27条1項による内閣総理大臣の異議陳述に関する事。	大 臣	大 臣
6	行政庁に対する争訟に関する指揮(権限法6条1項) 重要なもの 一般のもの	大 臣 訟務総括審議官	大 臣 大 臣
7	地方公共団体又は独立行政法人に対する争訟に関する指示(同6条の2・3項, 6条の3・3項) 重要なもの 一般のもの	大 臣 訟務総括審議官	大 臣 大 臣
8	地方公共団体の長又は独立行政法人の長に対する争訟の実施に関する協議(同6条の2・4項, 6条の3・4項) 重要なもの 一般のもの	大 臣 訟務総括審議官	大 臣 大 臣
9	地方公共団体, 独立行政法人その他の公法人からの権限法7条による請求に関する事(同7条1項)。	訟務総括審議官	大 臣
10	地方公共団体からの権限法7条による請求について総務大臣の意見を求める事(同7条3項)。	訟務総括審議官	大 臣
11	法律意見照会に対する回答に関する事。	訟務総括審議官	訟務総括審議官
12	国の債権の管理に関する事務について財務大臣の意見を求める事(国の債権の管理等に関する法律38条3項)。	訟務総括審議官	大 臣
13	前各号に準ずる事項	大 臣 事務次官	大 臣 又 は

		又 は 法務総括審議官	訟務総括審議官
--	--	----------------	---------

(8 司法法制部)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	司法制度及び法務に関する資料の調査研究に関すること。 重要なもの	事務次官	事務次官
	一般のもの	部 長	部 長
2	内外の法令の整備及び編さんに関すること。	部 長	部 長
3	法務に関する資料(法務沿革誌, 法務年鑑等)の収集, 整備, 編さん及び刊行に関すること。	部 長	部 長
4	法制審議会の諮問及び答申に関すること。	大 臣	大 臣
5	法制審議会の総会に関すること。	大 臣	大 臣
6	法制審議会の部会の会議に関すること。	事務次官	事務次官
7	法制審議会の部会分科会の会議その他に関すること。	部 長	部 長
8	国立国会図書館支部法務図書館に関すること。	部 長	部 長
9	法務に関する統計の整備, 改善, 企画, 編さん及び刊行に関する こと。	部 長	部 長
10	一般統計調査の実施に関する総務大臣への承認申請(統計法19 条)	部 長	大 臣
11	経済センサス基礎調査の実施に関すること(経済センサス基礎調 査規則)。	部 長	部 長
12	登録免許税納付額の財務大臣への通知(登録免許税法32条)	部 長	部 長
13	日本司法支援センターの資本金の増加に関する認可(総合法律 支援法17条2項)	事務次官	大 臣
14	日本司法支援センターの監事からの意見内容の最高裁判所への 通知(同23条5項)	部 長	大 臣
15	日本司法支援センターの業務方法書, 法律事務取扱規程及び国 選弁護人の事務に関する契約約款の変更の認可並びに変更命 令(同34条1項, 6項, 35条1項, 3項, 36条1項, 4項)	事務次官	大 臣
16	日本司法支援センターの業務方法書, 法律事務取扱規程及び国 選弁護人の事務に関する契約約款の変更の認可に係る最高裁判 所及び評価委員会への事前意見聴取(同34条3項, 35条3項, 36 条4項)	部 長	大 臣
17	日本司法支援センターの業務方法書, 法律事務取扱規程及び国 選弁護人の事務に関する契約約款の変更の認可後の最高裁判 所への通知(同34条4項, 35条3項, 36条4項)	部 長	大 臣
18	日本司法支援センターの中期目標の設定及び変更(同40条1項)	大 臣	大 臣
19	日本司法支援センターの中期計画の認可, 変更認可及び変更命 令(同41条1項)	事務次官	大 臣
20	日本司法支援センターの中期目標期間終了時の検討及び所要の 措置(同42条1項)	大 臣	大 臣
21	日本司法支援センターの中期目標の設定・変更, 中期計画の認	部 長	大 臣

	可及び中期目標期間終了時の検討に係る最高裁判所及び評価委員会への事前意見聴取(同40条3項, 41条3項, 42条3項)				
22	日本司法支援センターの中期目標の設定・変更後, 中期計画の認可後及び審議会からの勧告受理に係る最高裁判所への通知(同40条4項, 41条4項, 42条5項)	部 長	大 臣		
23	日本司法支援センターの財務諸表, 剰余金の使途, 積立金の処分の承認(同44条1項, 45条3項, 46条1項)	部 長	大 臣		
24	日本司法支援センターの短期借入金に関する認可(同47条1項, 2項)	事務次官	大 臣		
25	日本司法支援センターの財務諸表等の承認, 短期借入金に関する認可に係る評価委員会への事前意見聴取(同44条3項, 45条4項, 46条3項, 47条4項)	部 長	大 臣		
26	日本司法支援センターの会計監査人の選任及び解任(同48条の規定により準用される独立行政法人通則法(以下35の項まで「準用通則法」という。)40条, 43条)	事務次官	大 臣		
27	日本司法支援センターの政府出資等に係る不要財産の国庫納付等の認可(準用通則法46条の2・1～3項)	事務次官	大 臣		
28	日本司法支援センターによる不要財産処分の認可に係る評価委員会への事前意見聴取(準用通則法46条の2・5項, 46条の3・6項)	部 長	大 臣		
29	日本司法支援センターの政府以外出資に係る不要財産の払戻しの認可(準用通則法46条の3・1項)	事務次官	大 臣		
30	日本司法支援センターの余裕金の運用に係る金融商品の指定(準用通則法47条)	事務次官	大 臣		
31	日本司法支援センターの重要な財産の処分等の認可(準用通則法48条1項)	事務次官	大 臣		
32	日本司法支援センターの重要な財産の処分等の認可に係る評価委員会への事前意見聴取(準用通則法48条2項)	部 長	大 臣		
33	日本司法支援センターの役員報酬等の支給規程の受理に係る評価委員会への通知(準用通則法53条1項)	部 長	大 臣		
34	日本司法支援センターに対する報告徴求, 立入検査(準用通則法64条1項)	部 長	大 臣		
35	日本司法支援センターに対する違法行為等の是正措置(準用通則法65条1項)	事務次官	大 臣		
36	認可をしようとするとき等の財務大臣との協議(総合法律支援法49条)	部 長	大 臣		
37	評価委員の任命(総合法律支援法施行令1条1項)	大 臣	大 臣		
38	日本司法支援センターによる不要財産の国庫納付等の手続における財務大臣への通知(同18条の規定により準用される独立行政法人の組織, 運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令2条の3・2項, 2条の5・2項, 2条の8・3項)	大 部 長	大 臣		
39	日本司法支援センターが取得しようとする償却資産に関する指定(総合法律支援法施行規則15条1項)	部 長	大 臣		
40	日本司法支援センターが保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る除去費用等に関する指定(同16条)	部 長	大 臣		
41	日本司法支援センターの経理における共通経費の配賦基準の承認(同17条)	部 長	大 臣		
42	日本司法支援センターによる不要財産の払戻しの催告の手続における財務大臣への通知(同23条2項)	部 長	大 臣		

43	日本司法支援センターが行う譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引に関する指定(同27条)	部	長	大	臣
44	日本司法支援センターが不要財産を譲渡したときに国庫納付又は出資者に払戻しすべき金額を算定するために法務大臣が定める額の決定(平成22年法務省告示591号, 592号)	部	長	大	臣
45	日本司法支援センター運営費交付金及び国選弁護士確保業務委託費の取扱いに関すること。	部	長	大	臣
46	日本司法支援センターの長期借入金に関する認可(東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律4条1項, 2項)	事務次官		大	臣
47	日本司法支援センターの長期借入金に関する認可に係る評価委員会への事前意見聴取(同4条3項)	部	長	大	臣
48	総合法律支援に関すること。 重要なもの 一般のもの	大部	臣長	大部	臣長
49	弁護士法第5条による弁護士の資格の認定に関すること。 重要なもの 一般のもの	大部	臣長	大部	臣
50	外国法事務弁護士となる資格の承認, 特定外国法の指定その他の外国法事務弁護士に関すること。 重要なもの 一般のもの	大部	臣長	大部	臣
51	債権管理回収業の許認可及び監督に関すること。 重要なもの 一般のもの	大部	臣長	大部	臣
52	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関すること。 重要なもの 一般のもの	大部	臣長	大部	臣
53	前各号に準ずる事項	大部 事務次官 官房 又部	臣 次官 長 は長	大部 事務次官 官房 又部	臣 次官 長 は長

(9 民事局)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に付議する事項	事務次官	大 臣 又 長 会 臣
2	公証人の公務等の兼職許可(公証人法5条)	事務次官	大 臣
3	公証事務取扱法務事務官の指定(同8条)	局 長	大 臣
4	公証人の員数の決定(同10条2項)	大 臣	大 臣
5	公証人役場設置地の指定(同18条)	局 長	大 臣
6	公証人の職務停止命令(同83条2項)	大 臣	大 臣
7	公証人会及び日本公証人連合会並びに公証人合同役場の設立の認可(公証人法施行規則45条1項, 51条, 53条, 55条1項)	事務次官	大 臣

8	公証人会及び日本公証人連合会の会則変更並びに公証人合同役場の規約変更の認可(同45条3項, 53条, 55条3項)	事務次官	大	臣
9	登記簿等の公開に関する事務についての競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定による付議, 決定, 通知及び公表(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律14条1項, 5項, 6項, 7項, 15条, 20条2項, 21条2項, 3項, 22条3項, 4項, 26条1項, 4項, 27条1項, 2項, 33条の2・7項)	局長	大	臣
10	滅失した戸籍簿及び除籍簿の再製に関する処分及び告示(戸籍法11条, 12条2項)	局長	大	臣
11	戸籍法第117条の2の規定による市区町村長の指定及び告示	局長	大	臣
12	市町村戸籍吏員の表彰	事務次官	大	臣
13	国籍取得の届出で領事官を経由するものに関する事(国籍法3条1項, 17条2項, 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律(昭和59年法律第45号)附則5条1項, 6条1項, 国籍法の一部を改正する法律(平成20年法律第88号)附則2条1項, 4条1項, 5条1項)。	局長	大	臣
14	帰化の許可(国籍法4条2項) 重要なもの 一般のもの	大臣	大	臣
15	国籍離脱の届出で領事官を経由するものに関する事(同13条1項)。	局長	大	臣
16	国籍の選択の催告に関する事(同15条1項, 2項)。	局長	大	臣
17	国籍喪失の宣告に関する事(同16条2項, 3項, 4項)。	大臣	大	臣
18	国籍喪失報告に関する事(戸籍法105条1項)。	局長	大	臣
19	解散団体の財産の管理及び処分に関する事。	局長	大	臣
20	後見登記等に関する事務をつかさどる登記所の指定(後見登記等に関する法律2条)	局長	大	臣
21	登記所の事務停止命令(後見登記等に関する政令2条)	大臣	大	臣
22	登記ファイルの記録が滅失した場合における登記の回復に必要な処分の命令(同3条)	局長	大	臣
23	管轄登記所の指定(不動産登記法6条2項等)	局長	大	臣
24	登記所の事務停止命令(同8条, 商業登記法3条)	大臣	大	臣
25	共同担保目録及び信託目録並びに登記事項証明書の作成に係る事務について, 不動産登記規則別記第5号及び第7号から第10号までを適用する指定及び告示(不動産登記規則等の一部を改正する省令(平成20年法務省令62号)附則3条1項・2項)	局長	大	臣
26	電子情報処理組織により取り扱う事務の指定及び告示(不動産登記法附則3条1項, 2項)	局長	大	臣
27	電子情報処理組織により取り扱う事務の指定及び告示(船舶登記令等の一部を改正する政令(平成20年政令249号)2条2項・3項, 4条2項・3項)	局長	大	臣
28	電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をすることができる登記手続の指定及び告示(不動産登記法附則6条1項, 2項)	局長	大	臣
29	電子情報処理組織を使用する方法により登記事項証明書の請求をすることができる登記所の指定及び告示(不動産登記規則附則17条1項, 2項)	局長	大	臣
30	電子通信回線を使用して登記情報を提供する登記所の指定及び告示(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律2条1	局長	大	臣

	項, 2項)			
31	信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第1条第1項及び第2項の規定による事務の指定及び告示	局 長	大	臣
32	登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策に関する法制審議会からの意見聴取(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律5条2項)	事務次官	大	臣
33	公共嘱託登記司法書士協会の設立の許可又は定款の変更の認可についての日本司法書士会連合会からの意見聴取(司法書士法施行規則47条)	局 長	大	臣
34	公共嘱託登記土地家屋調査士協会の設立の許可又は定款の変更の認可についての日本土地家屋調査士会連合会からの意見聴取(土地家屋調査士法施行規則45条)	局 長	大	臣
35	日本司法書士会連合会の会則についての認可(司法書士法64条)	事務次官	大	臣
36	司法書士会の会則についての認可(同54条1項)	局 長	大	臣
37	司法書士会の会則認可についての日本司法書士会連合会からの意見聴取(同54条2項)	局 長	大	臣
38	司法書士資格の大臣の認定(同4条2号)	局 長	大	臣
39	司法書士に対する懲戒処分に関する執行停止申立てに関する事 と(行政不服審査法34条)。	局 長	大	臣
40	司法書士に対する懲戒処分に関する審査請求に関する事 と(同40条)。	事務次官	大	臣
41	司法書士試験の実施及び試験合格者の決定(司法書士法6条)	事務次官	大	臣
42	司法書士の登録事務に関する報告等の徴収等(同19条)	局 長	大	臣
43	司法書士の登録を拒否された場合の審査請求に対する相当な処 分の命令(同12条3項)	局 長	大	臣
44	司法書士の登録審査会委員の承認(同67条5項)	局 長	大	臣
45	司法書士試験委員に関する事(同7条2項)。	局 長	大	長臣
46	日本司法書士会連合会に対する諮問及び同連合会からの建議に 関する事(同65条)。	事務次官	大	臣
47	司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務に関する研修の指定(同3 条2項1号)	事務次官	大	臣
48	司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務に関する大臣の認定(同3 条2項2号)	事務次官	大	臣
49	司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務に関する研修の報告等の 徴収等(同3条4項)	局 長	大	臣
50	日本土地家屋調査士会連合会の会則についての認可(土地家屋 調査士法59条)	事務次官	大	臣
51	土地家屋調査士会の会則についての認可(同49条1項)	局 長	大	臣
52	土地家屋調査士会の会則認可についての日本土地家屋調査士 会連合会からの意見聴取(同49条2項)	局 長	大	臣
53	土地家屋調査士資格の大臣の認定(同4条2号)	局 長	大	臣
54	土地家屋調査士に対する懲戒処分に関する執行停止申立てに関 する事(行政不服審査法34条)。	局 長	大	臣
55	土地家屋調査士に対する懲戒処分に関する審査請求に関する事 と(同40条)。	事務次官	大	臣
56	土地家屋調査士試験の実施及び試験合格者の決定(土地家屋調 査士法6条)	事務次官	大	臣

57	土地家屋調査士試験の免除に関する大臣の認定(同6条5項3号)	局	長	大	臣
58	土地家屋調査士の登録事務に関する報告等の徴収等(同19条)	局	長	大	臣
59	土地家屋調査士の登録を拒否された場合の審査請求に対する相当な処分の命令(同12条3項)	局	長	大	臣
60	土地家屋調査士の登録審査会委員の承認(同62条5項)	局	長	大	臣
61	土地家屋調査士試験委員に関すること(同7条2項)。	局	長	大	臣
62	日本土地家屋調査士会連合会に対する諮問及び同連合会からの建議に関すること(同60条)。	事務次官		大	臣
63	登録簿等の滅失のおそれがある場合の必要な処分の命令(鉱害賠償登録令11条)	局	長	大	臣
64	登記記録が滅失した場合における登記の回復に必要な処分の命令(不動産登記法13条)	局	長	大	臣
65	登録簿が滅失した場合における登録の回復に関する告示(鉱害賠償登録令10条)	局	長	大	臣
66	印鑑証明書等の提出を要する登記所の指定(不動産登記規則36条1項1号・2項1号, 48条1号)	局	長	大	臣
67	資格証明情報の提供を要しない登記所の指定(不動産登記規則36条1項2号・2項2号等)	局	長	大	臣
68	代理権限証書の提出を要する登記所の指定(鉱害賠償登録令20条等)	局	長	大	臣
69	登記簿が滅失した場合における登記の回復に必要な処分の命令(商業登記法8条)	局	長	大	臣
70	不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条第2項の規定による事務の指定及び告示	局	長	大	臣
71	商業登記法第49条第1項の規定による登記所の指定及び告示	局	長	大	臣
72	商業登記規則第36条各項の規定による電磁的記録の方式等の指定及び告示	局	長	大	臣
73	旧会社更生法第194条等に定める法務大臣の権限を行う職員の指定及び取消し	局	長	大	臣
74	手形交換所の指定, 変更及び廃止(手形法83条, 小切手法69条)	局	長	大	臣
75	商業登記法第12条の2第1項の規定による登記所の指定及び告示	局	長	大	臣
76	電子証明書による証明の請求方式の指定及び告示(商業登記規則33条の6)	局	長	大	臣
77	電子認証登記所登記官の電子証明書の方式の指定及び告示(同33条の8)	局	長	大	臣
78	電子証明書の使用休止の届出方式の指定及び告示(同33条の13)	局	長	大	臣
79	電子証明書に係る商業登記法第12条の2第8項の規定による証明等の請求方式の指定及び告示(同33条の15)	局	長	大	臣
80	動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所の指定(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律5条1項)	局	長	大	臣
81	登記所の事務停止命令(動産・債権譲渡登記令2条)	大	臣	大	臣
82	登記ファイルが滅失した場合における登記の回復に必要な処分の命令(同3条)	局	長	大	臣
83	動産・債権譲渡登記令第7条第3項の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式の指定及び告示(同7条3項, 4項)	局	長	大	臣

84	社債等登録機関の指定, 変更及び廃止(社債等登録法施行令1条, 67条)	局 長	大 臣
85	振替業を営む者の指定及びその取消し(社債, 株式等の振替に関する法律3条1項, 22条1項)	大 臣	大 臣 総理大臣 又は 大 臣 総理大臣 財務大臣
86	振替機関に係る認可, 承認等(同6条1項, 9条1項, 17条等)	局 長	大 臣 金融庁長官 又は 大 臣 金融庁長官 財務大臣
87	加入者保護信託契約締結の認可(同57条)	大 臣	大 臣 総理大臣 財務大臣
88	加入者保護信託に係る認可, 許可等(同55条2項, 65条)	局 長	大 臣 金融庁長官 財務大臣
89	特定認証業務の認定に関する事(電子署名及び認証業務に関する法律4条等)。	局 長	大 臣 総務大臣 経済産業大臣
90	供託事務を取り扱う出張所の指定及び廃止(供託法1条, 法務局及び地方法務局組織規則46条2項)	局 長	大 臣
91	供託物品を保管すべき倉庫業者又は銀行の指定及び廃止(供託法5条)	局 長	大 臣
92	現金を取り扱う供託所の指定及び廃止(供託規則20条1項)	局 長	大 臣
93	ヘーグ国際私法会議, 私法統一国際協会, 国際連合等国際機関に關すること。 重要なもの 一般のもの	事務次官 局 長	事務次官 局 長
94	電子債権記録業を営む者の指定及びその取消し等(電子記録債権法51条1項, 75条1項)	大 臣	大 臣
95	電子債権記録機関に係る認可, 承認等(同58条1項, 69条1項, 70条, 71条等)	局 長	大 臣
96	電子公告調査を行う者の登録及びその取消し等(会社法944条, 954条等)	局 長	大 臣
97	前各号に準ずる事項	大 臣 事務次官 又は 局 長	大 臣 事務次官 又は 局 長

(10 刑事局)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	国会の会期前に逮捕された国会議員についての通知(国会法34条の2・1項)	大 臣	大 臣

2	国会の会期前に逮捕された国会議員について会期中に勾留期間の延長の裁判があった場合の通知(同34条の2・2項)	局	長	大	臣
3	法務大臣に請訓すべき事件に関する指揮	大	臣	大	臣
4	前号に掲げる事件以外の事件に関する指揮 重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大局	臣長
5	逃亡犯罪人の引渡しに関する事(逃亡犯罪人引渡法4条1項, 2項, 11条2項, 14条1項, 3項, 16条3項, 4項, 18条, 24条, 26条1項, 28条2項, 34条, 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律5条2項, 20条1項, 24条3項, 25条1項, 2項, 4項, 6項, 26条1項, 2項, 4項, 27条3項, 30条, 31条, 34条, 35条2項, 4項)。 重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大	臣
6	国際捜査共助等に関する事(国際捜査共助等に関する法律3条, 5条, 14条5項, 6項, 15条, 16条, 19条, 20条1項, 3項, 組織的犯罪処罰法61条, 64条の2・2項, 3項, 73条, 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律5条2項, 6条, 11条~14条, 16条, 17条, 18条1項, 39条, 47条)。 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大	臣
7	死刑執行命令に関する事(刑事訴訟法475条1項, 479条)。	大	臣	大	臣
8	検察庁事務章程に基づく承認又は指定(検察庁事務章程10条6項~8項, 28条1項, 2項) 重要なもの 一般のもの	事務局	次官 局長	局	長
9	検察庁と中央官庁, 在外公館又は外国官庁との間における往復文書の処理(同27条)	局	局長	局	長
10	各種事務規程に基づく特別取扱いの許可(事件事務規程172条1項, 192条, 執行事務規程59条1項, 証拠品事務規程102条1項, 103条1項, 104条1項, 105条1項, 徴収事務規程70条1項, 犯歴事務規程21条1項, 記録事務規程34条1項)	局	局長	局	長
11	傷病給付等の給付に関する裁定(証人等の被害についての給付に関する法律9条1項)	大	臣	大	臣
12	刑事参考記録等の指定(刑事確定訴訟記録法9条, 同法施行規則15条)	局	局長	局	長
13	刑事関係報告規程による報告の受理(刑事関係報告規程6条)	局	局長	—	—
14	前各号に準ずる事項	大 事務局 又局	臣 次官 は長	大 事務局 又局	臣 次官 は長

(11 矯正局)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	保安表彰	大 臣	大 臣
2	宗教教誨師及び篤志面接委員の表彰	事務局次官	大 臣
3	民間協力功労者の表彰	事務局次官	大 臣

4	研修期間の伸縮その他研修方法に関する承認(矯正職員の研修に関する訓令6条1項, 11条2項, 12条3項, 13条3項, 15条2項, 18条3項, 20条3項, 22条3項, 25条2項, 28条2項, 41条2項)	局	長	大	臣
5	矯正研修所の入所資格, 入所試験受験資格及び研究課題に関する承認(同16条2項, 17条4項, 19条2項, 21条2項, 23条3項, 26条3項, 38条3項, 41条1項)	局	長	大	臣
6	被収容者菜代の指定	局	長	局	長
7	管区警備計画の認可(矯正施設警備救援規程4条)	局	長	局	長
8	被収容者の不服申立て(告訴, 人権侵犯申告, 訴訟等)に関すること(矯正緊急報告規程, 矯正定期報告規程)。	局	長	局	長
9	矯正施設における事故報告の受理(矯正緊急報告規程, 矯正臨時報告規程)	局	長	—	
10	事件送致等報告の受理(矯正定期報告規程)	局	長	—	
11	管区機動警備隊の出動報告の受理(矯正緊急報告規程)	局	長	—	
12	小型武器の使用報告の受理(矯正緊急報告規程)	局	長	—	
13	受刑者の管区外移送	局	長	局	長
14	受刑者の保安上移送	局	長	局	長
15	国際受刑者移送に関すること(国際受刑者移送法3条, 6条, 7条, 12条～14条, 15条2項, 26条1項, 27条, 30条, 33条～36条, 38条, 39条1項, 2項, 4項, 43条, 46条, 同法施行令2条2項, 同法施行規則1条, 18条3項)。 重要なもの 一般のもの	大	臣	大	臣
16	収容定員の変更及び収容現員についての報告の受理(矯正定期報告規程)	局	長	—	
17	派閥関係者の収容状況報告の受理(矯正臨時報告規程)	局	長	—	
18	死刑確定者についての報告の受理(矯正緊急報告規程, 矯正臨時報告規程)	局	長	—	
19	外部事業所に係る認可(受刑者等の作業に関する訓令17条2項)	局	長	局	長
20	作業表彰施設の決定(刑事施設の刑務作業表彰に関する訓令)	大	臣	大	臣
21	矯正展の実施	大	臣	大	臣
22	作業計画の決定(刑務作業の事務取扱いに関する訓令8条)	大	局	大	局
23	刑務所作業提供事業費補助金交付に関する定め(刑務所作業提供事業費補助金交付要綱)	大	臣	大	臣
24	職業訓練の実施(受刑者等の作業に関する訓令8条)	局	長	局	長
25	矯正医官修学生の修学資金貸与等に関すること。 矯正医官修学生の貸与申請書の提出期限等の決定及び返還債務の免除の承認等(矯正医官修学資金貸与法等) 上記以外のもの	局	長	大	臣
26	矯正医官等に対する研究命令	局	長	局	長
27	覚せい剤施用機関の指定に関する厚生労働大臣との協議(覚せい剤取締法35条)	局	長	大	臣
28	国の開設する病院又は診療所の開設, 休止, 廃止, 管理者の変更, 開設後の使用承認等に関すること(医療法7条, 9条等)。	局	長	大	臣
29	感染症患者発生, 被収容者病院移送, 被収容者死亡及び被収容者絶食についての報告の受理(矯正緊急報告規程, 矯正臨時報告規程)	局	長	—	
30	矯正管区長がその管轄区域内の刑事施設等の一部について, 異なる処遇区分を指定することの認可(受刑者の集団編成に関する	局	長	局	長

	訓令7条3項)				
31	救護施設の指定申請に関すること(学校及び救護施設指定取扱規程23条)。	局	長	局	長
32	被救護者旅客運賃割引証の請求に関すること(同27条)。	局	長	局	長
33	矯正施設が理容師又は美容師の養成施設の指定を受けること。	局	長	局	長
34	実地監査の実施及び報告に関すること(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律5条)。				
	重要なもの	事務次官		—	
	一般のもの	局	長	—	
35	監査の実施及び報告に関すること(少年院法3条2項, 婦人補導院法20条)。				
	重要なもの	事務次官		—	
	一般のもの	局	長	—	
36	刑務官の指定(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律13条1項)	局	長	大	臣
37	刑事施設の長の措置に関する執行停止(同162条3項の規定により準用される行政不服審査法34条2項)	局	長	大	臣
38	刑事施設の長の措置に関する再審査の申請に対する裁決(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律162条3項の規定により準用される行政不服審査法40条)				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	局	長	大	臣
39	刑事施設の職員による行為に関する法務大臣に対する事実の申告に関すること(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律165条)。				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	局	長	大	臣
40	刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関する法務大臣に対する苦情の申出に関すること(同166条)。				
	特に重要なもの	大	臣	大	臣
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	局	長	大	臣
41	少年院において自己が受けた処遇に関する法務大臣に対する苦情の申出に関すること(少年院在院者の苦情の申出に関する訓令3条3項, 9条, 10条)。				
	特に重要なもの	大	臣	大	臣
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	局	長	大	臣
42	前各号に準ずる事項	大	臣	大	臣
		大	臣	大	臣
		事務次官		事務次官	
		又局	は長	又局	は長

(12 保護局)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	保護司, 保護司会, 保護司会連合会, 更生保護事業を営む者及び更生保護事業に従事する者の表彰(保護司法16条, 更生保護		

	事業法61条)				
	定例表彰	大	臣	大	臣
	退任時表彰	局	長	大	臣
2	民間協力功労者の表彰				
	寄附者に対するもの	局	長	大	臣
	上記以外のもの	事務次官	大	大	臣
3	更生保護法人の設立の認可(更生保護事業法10条)	大	臣	大	臣
4	更生保護法人を設立しようとする者が定款不備のまま死亡した場合の定款の補充(同13条)	大	臣	大	臣
5	更生保護法人の定款の変更の認可(同27条1項)	局	長	大	臣
6	更生保護法人の仮理事の選任(同18条の3)	局	長	大	臣
7	更生保護法人の解散の認可又は認定(同31条2項)	大	臣	大	臣
8	更生保護法人の残余財産の帰属者の認可(同32条2項)	大	長	大	臣
9	更生保護法人の合併の認可(同34条2項)	大	臣	大	臣
10	更生保護法人に対する改善命令(同41条1項)				
	重要なもの	事務次官	大	大	臣
	一般のもの	局	長	大	臣
11	更生保護法人が改善命令に従わないときの業務停止命令及び役員解職勧告(同41条2項)	大	臣	大	臣
12	役員解職勧告をする場合の当事者から弁明を受ける職員の指定及び当事者に対する弁明方法の通知(同41条3項)	局	長	大	臣
13	更生保護法人の公益事業又は収益事業の停止命令(同42条)	大	臣	大	臣
14	更生保護法人の解散命令(同43条)	大	臣	大	臣
15	更生保護法人に対する報告徴求, 立入検査(同44条1項)	大	長	大	臣
16	継続保護事業の経営認可及び条件の付与(同45条, 46条2項)	大	臣	大	臣
17	継続保護事業に係る認可事項の変更の許可(同47条1項)	局	長	大	臣
18	継続保護事業の廃止時期の承認(同47条3項)	局	長	大	臣
19	認可事業者に対する適合命令(同53条)				
	重要なもの	事務次官	大	大	臣
	一般のもの	局	長	大	臣
20	認可事業者に対する更生保護事業経営の制限命令, 停止命令, 継続保護事業経営認可の取消し(同54条1項~3項)	大	臣	大	臣
21	認可事業者, 届出事業者, その他の事業者に対する報告徴求, 立入検査(同55条1項, 56条の2・1項, 57条の2・3項)	局	長	大	臣
22	認可事業者, 届出事業者に対する助言, 指導又は勧告(同56条, 56条の2・1項)	局	長	大	臣
23	届出事業者, その他の事業者に対する更生保護事業経営の制限命令, 停止命令(同56条の2・2項~4項, 57条の2・1項, 2項)	大	臣	大	臣
24	更生保護委託費支弁基準の財務大臣との協議(更生保護法87条1項)	局	長	大	臣
25	更生保護事業法59条に掲げる事項に関する中央更生保護審査会からの意見聴取(更生保護事業法59条)	大	臣	大	臣
26	更生保護事業を営み又は営もうとする者の寄附金募集の許可及び寄附金の使途についての条件の付与(同60条1項, 2項)	局	長	大	臣
27	保護司の選考に関すること。	局	長	局	長
28	更生保護事業の監督及び助長に関すること。				
	重要なもの	事務次官	局	局	長
	一般のもの	局	長	局	長
29	特別遵守事項の設定及び変更に関する審査請求の裁決(行政不	事務次官	大	大	臣

30	服審査法40条)	事務次官	大臣
31	転居, 旅行の不許可に関する審査請求の裁決(同40条)	事務次官	大臣
32	生活行動指針の設定に関する審査請求の裁決(同40条)	大臣	大臣
33	共助刑の執行の減軽又は免除に関すること(国際受刑者移送法25条2項)。		
	大会等の開催		
	全国更生保護大会	大臣	大臣
	保護司等中央研修会	局長	局長
34	更生保護制度の調査研究資料の作成	局長	局長
35	中央更生保護審査会の庶務に関すること。	局長	局長
36	施設の指定(更生保護委託費支弁基準第7条, 第7条の2)	局長	局長
37	前各号に準ずる事項	局長	局長

(13 人権擁護局)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
1	全国人権擁護委員連合会及び都道府県人権擁護委員連合会に関すること。	局長	局長
2	人権擁護委員の表彰	大臣	大臣
3	人権擁護委員の特別の定数の指定	局長	局長
4	人権擁護委員に対する実費弁償等の範囲の決定	局長	局長
5	人権擁護委員証票の交付	局長	局長
6	人権侵犯事件の処理に関すること。 重要なもの 一般のもの	事務次官 局長	局長 局長
7	特別事件の開始調査結果及び処理の報告に関すること(人権侵犯事件調査処理規程22条～24条)。	局長	局長
8	人権侵犯事件の開始及び調査に関すること。	局長	局長
9	事件の指定に関すること。	局長	局長
10	国際連合人権年鑑に関すること。	事務次官	局長
11	世界人権宣言記念行事に関すること。	事務次官	事務次官
12	国際連合に対する人権関係の情報及び意見の提出	事務次官	事務次官
13	人権作文コンテスト等における表彰	大臣	大臣
14	自由人権思想の啓発広報活動に関すること。	局長	局長
15	前各号に準ずる事項	局長	局長

(14 入国管理局)

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行
-----	---------	-------	------

				名 義 者
1	入国者収容所及び地方入国管理局の運営に関すること。 重要なもの 一般のもの	事務次官 局長 局長	事務次官 局長 局長	事務次官 局長 局長
2	入国審査官及び入国警備官等の配置及び規律に関すること。	局長	局長	局長
3	特別審査官、難民調査官、意見聴取担当入国審査官及び意見聴取担当難民調査官の指定(出入国管理及び難民認定法2条12号、12号の2、22条の4・2項、61条の2の8・2項)	局長	局長	局長
4	厚生労働大臣又は法務大臣指定医としての指定依頼(出入国管理及び難民認定法9条、17条)	局長	局長	局長
5	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令に係る告示 重要なもの 一般のもの	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長
6	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める告示	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長
7	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める告示 重要なもの 一般のもの	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長
8	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針 重要なもの 一般のもの	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長
9	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める告示	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長
10	在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示 重要なもの 一般のもの	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長
11	出入国管理基本計画の策定及び変更(出入国管理及び難民認定法61条の10)	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長
12	出入国管理基本計画の概要の公表	局長	局長	局長
13	出入国管理及び難民認定法6条3項に規定する電子計算機を設置する入国管理官署の指定に関する事(出入国管理及び難民認定法6条3項、同法施行規則5条5項)。	局長	局長	局長
14	出入国管理及び難民認定法9条4項に規定する電子計算機を設置する入国管理官署の指定に関する事(出入国管理及び難民認定法9条4項、同法施行規則7条4項)。	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長
15	出入国管理及び難民認定法9条7項に規定する登録を受け付ける入国管理官署の指定に関する事(出入国管理及び難民認定法9条7項、同法施行規則7条の2・1項)。	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長	大臣 局長 局長
16	永住者として本邦に永住することの許可に関する事(出入国管理及び難民認定法22条、22条の2)。			

	重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大大	臣臣
17	永住者の在留資格の取消しに関する事(出入国管理及び難民認定法22条の4)。				
	重要なもの 一般のもの	大局局	臣長長	大大大	臣臣臣
18	特別永住者として本邦に永住することの許可(特別永住許可)に関する事(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法4条, 5条)。				
19	在留カードの交付に関する事(出入国管理及び難民認定法19条の6, 19条の10, 19条の11, 19条の12, 19条の13, 20条4項, 21条4項, 22条3項, 22条の2・3項・4項, 50条3項, 61条の2の2・3項)。				
	重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大大	臣臣
20	特別永住者証明書の交付に関する事(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法7条, 11条, 12条, 13条, 14条, 19条)。				
	重要なもの 一般のもの	大局	臣長臣	大大大	臣臣臣
21	出入国管理及び難民認定法19条の16に規定する届出を受け付ける入国管理官署の指定に関する事(出入国管理及び難民認定法19条の16, 同法施行規則19条の15・3項)。				
22	在留カードに表記された漢字等を使用した氏名の変更に係る事(出入国管理及び難民認定法施行規則19条の7・6項)。	局	長	大	臣
23	特別永住者証明書に表記された漢字等を使用した氏名の変更に係る事(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則5条6項)。	局	長	大	臣
24	在留カードの失効に関する情報の公表に関する事(出入国管理及び難民認定法施行規則19条の14)。	局	長	大	臣
25	特別永住者証明書の失効に関する情報の公表に関する事(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則14条)。	局	長	大	臣
26	公示送達に関する事(出入国管理及び難民認定法61条の9の2・6項)。	局	長	大	臣
27	上陸に関する異議申出の裁決に関する事(出入国管理及び難民認定法11条3項, 12条, 同法施行規則61条の2)。				
	重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大大	臣臣
28	在留に関する異議申出の裁決に関する事(出入国管理及び難民認定法49条3項, 50条, 同法施行規則61条の2)。				
	重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大大	臣臣
29	難民の認定及び難民の認定の取消しに関する事(出入国管理及び難民認定法61条の2, 61条の2の7)。				
	重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大大	臣臣
30	難民の認定をしない処分又は難民の認定の取消しに係る異議申立てに関する事(同61条の2の9)。				

	重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大大	臣臣
31	仮滞在の許可及び仮滞在の許可の取消しに關すること(同61条の2の4, 61条の2の5)。				
	重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大大	臣臣
32	在留資格に係る許可等に關すること(同61条の2の2, 61条の2の3, 61条2の8)。				
	重要なもの 一般のもの	大局局	臣長長	大大大	臣臣臣
33	出国待機施設の指定に關すること(同13条の2, 59条3項, 出入国管理及び難民認定法施行規則52条の2, 別表5)。				
34	争訟に關する代理人の指定及び解任(権限法5条)	局	長	大大	臣臣
35	外国人の不法入国事件の通報者に対する報償金の交付に關すること(出入国管理及び難民認定法66条)。	局局	長長	大大	臣臣
36	被收容者の処遇細則の制定・改廢の認可(被收容者処遇規則45条)	局	長	大	臣
37	被收容者の処遇に關する異議の申出の裁決及び通知(同41条の3)				
	重要なもの 一般のもの	大局局	臣長長	大大	臣臣
38	けん銃等の使用報告の受理(けん銃等の管理及び取扱規程23条3項)			—	
39	けん銃等の保管現況報告の受理(同5条6項)	局	長	—	
40	けん銃等の亡失報告の受理(同11条3項, 5項)	局局	長長	—	
41	けん銃等の訓練のための実弾射撃報告の受理(けん銃等の取扱いに關する訓練規程11条)	局局	長長	—	
42	けん銃等の訓練における職員の受傷及び事故發生報告の受理(同12条)	局	長	—	
43	外国人住民に係る住民票の記載に係る法務大臣と市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては, 区。)の長との間の通知に關すること(出入国管理及び難民認定法61条の8の2, 住民基本台帳法30条の50)。				
	重要なもの 一般のもの	大局局	臣長長	大大大	臣臣臣
44	国の開設する病院又は診療所の開設, 休止, 廢止, 管理者の変更, 開設後の使用承認等に關すること(医療法7条, 9条等)。				
45	出入国管理及び難民認定法第24条第3号の2の規定による認定に關すること。				
	重要なもの 一般のもの	大局局	臣長長	大大大	臣臣臣
46	外国人の在留に關する事項の確認のための照會に關すること(雇用対策法29条)。				
47	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第4の法別表第1の5の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動(特定活動)の項の下欄第4号に係る告示				
	重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大大	臣臣

48	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令に係る告示 重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大大	臣臣
49	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令に係る告示 重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大大	臣臣
50	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等又は平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針 重要なもの 一般のもの	大局局	臣長長	大大大	臣臣臣
51	外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務及び地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務に関する事務についての競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定による付議、決定、通知及び公表(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律14条1項、5項、6項、7項、15条、20条2項、21条2項、3項、22条3項、4項、26条1項、4項、27条1項、2項)				
52	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に基づき大臣が行う協議に関すること(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律9条3項、14条2項、16条2項)。 重要なもの 一般のもの	大局局	臣長長	大大大	臣臣臣
53	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第3条に規定する入国審査官に対する連絡に関すること(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律3条1項～3項)。	大局局	臣長長	大大大	臣臣臣
54	日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること(この別表において別に定めるものを除く。) 重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大局	臣長
55	本邦における外国人の在留に関すること(この別表において別に定めるものを除く。) 重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大局	臣長
56	在留カード及び特別永住者証明書に関すること(この別表において別に定めるものを除く。) 重要なもの 一般のもの	大局	臣長	大局	臣長
57	難民の認定に関すること(この別表において別に定めるものを除	大局	臣長	大局	臣長

58	）。 重要なもの 一般のもの 前各号に準ずる事項	大局 大事 又局 事務次官は長	大臣 大臣 又局 事務次官は長
----	-----------------------------------	--------------------------	--------------------------